

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	10 件

神奈川国民年金 事案 2026

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、昭和35年10月ごろ、住所地の公民館で国民年金の説明があり、説明後に役場の方で加入手続を行ってくれたので夫婦一緒に加入した。申立期間当時は、農業で生計を立てていたが、生活が苦しいため、国民年金保険料は免除してもらっていた。その後、36年か37年に免除してもらった分の保険料を納付しないと年金が貰えないとの話があり、社会保険事務所の職員が農協に出張してきたので、その時に、火鉢が置いてあった農協の控え室で6か月分600円を一括して納付した。過去の保険料を一括して納付したのは1回しかない。申立期間が免除されたままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年か37年に、免除してもらった国民年金保険料を納付しないと国民年金の受給ができないとの話があったので、過去の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時住んでいた住所地を管轄していた社会保険事務所から町役場へ宛てた未納保険料収納通知書から、申立人とその長女が38年12月に36年10月から38年3月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時住んでいた住所地の国民年金被保険者名簿では、申立期間は、申請免除期間とされていることから、昭和38年12月にさかのぼって納付した時点で追納することができる期間であるにもかかわらず、申立人が、申立期間後の36年10月から保険料を納付したのは不自然であり、申立人が申立期間の保険料も一緒に納付したとしても、特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、住所異動の有無に関係なくすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 11 月に結婚し、同年 12 月ごろに夫と二人で市役所に行き、夫婦そろって国民年金加入の手続を行った。

このとき、対応した男性職員に「2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができる。一括だと大変なので分割で納付するようにしましょう。」と言われ、後日送付されてきた納付書で納付した。

納付書は、1 万 1,000 円位の金額が記載されたものが、3、4 枚送付されてきたと思う。

加入手続を行った以降の保険料は、夫の分と併せて私がずっと納付してきた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳は、49 年 10 月以降に交付が開始されており、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人が加入手続を行ったのは、53 年 8 月であることが推認でき、47 年 12 月ごろに加入手続を行ったとは考えにくい。

一方、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に対応した市の職員から、国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付できることと、一括だと大変なので分割で納めるように言われたこと等を具体的に記憶している。

また、申立人が記憶している分割して送付されてきた国民年金保険料の納

付書に記載されていた金額の合計は、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和 53 年 8 月に、納付可能な 51 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立人は加入手続を行ったと推認される 53 年 8 月に、その時点で納付可能な 51 年 7 月以降の国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えるても、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った以降は、未納が無く、昭和 55 年度以降は前納で国民年金保険料を納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、59年10月から60年3月までの期間、同年8月から61年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和59年10月から60年3月まで
④ 昭和60年8月から61年3月まで
⑤ 昭和62年3月

私は結婚後、集金人に勧められて国民年金に加入した。

申立期間①については、主に義父が集金人に年金手帳に印紙検認をするか領収書を受け取るなどして国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、私が区役所で定期的に保険料を納付した。

申立期間③及び④については、家庭の事情から、保険料を納付しなかった期間であり、未納期間を区役所で確認し、昭和61年9月か同年10月に、自宅周辺の金融機関でさかのぼって、10万円くらいを納付した。

申立期間⑤については、私が毎月、銀行で納付書に現金を添えて納付していた。

各申立期間については国民年金保険料を納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び⑤についてはいずれも6か月及び1か月と短期間であり、当時、申立人の住所など生活環境に大きな変化は無く、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、途中の申立期間②及び⑤が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間③及び④については、家庭の事情から未納となっていた期間であり、その後、区役所で確認の上、保険料を過年度納付したと主張しているところ、過年度納付したとする時期や金額に不自然さは無く、当時、申立人が住んでいた市では、国民年金の加入者からの希望があれば、未納状況を社会保険事務所に確認のうえ、国庫金納付書に金額等を記載して渡しており、市中の金融機関での納付も可能であった。

2 一方、申立期間①については、申立人は申立人の義父と同居中の期間であり、主に義父が申立人の夫と申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の夫も保険料が未納となっている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、主に保険料を納付したとする義父も既に他界していることから、保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、59年10月から60年3月までの期間、同年8月から61年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月まで

私は、集金人に依頼して、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。私の妻は、国民年金の加入当初、夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したものの、それ以降は、毎月、集金人に保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されている上、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の妻の国民年金保険料の納付記録によると、当初、申立期間の保険料が未納とされていたが、その妻が申立期間当時から居住していた市が保管する国民年金保険料検認記録票において、同期間の保険料が納付済みとなっていたことから、その後、同期間が未納から納付済みに記録訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

私は、昭和37年6月から寿司屋で住み込みで働いていた。私が20歳になった直後の37年10月ごろ、雇用主の妻（後の義母）が私の将来を考え、区役所の集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、雇用主の妻が、雇用主夫婦とその子（後の私の夫）及び私の合わせて4人分をたぶん集金人に納付していたはずであり、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は1回、かつ、6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年6月13日に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、雇用主（後の義父）、その妻（後の義母）及びその子（後の申立人の夫）は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料がすべて納付済みとなっていることから、その納付意識の高さからみて、当時住み込みで働いていた申立人の国民年金の加入手続を行ったとする雇用主の妻が、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えるも、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの期間及び同年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで

私は、20歳になった当時、住み込みで働いていた食堂の雇主から、私の将来のために国民年金に加入した方が良いと言われて区役所で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、雇主夫婦の分と一緒に区の集金人に20歳から未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった当時、住み込みで働いていた食堂の雇主から国民年金への加入を勧められて区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を雇主夫婦の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であり、保険料の納付状況についての記憶は鮮明であるとともに、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた区には集金人制度が存在していたことが確認でき、申立人が納付したとする保険料は申立期間①及び②当時の実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②直後から長年にわたり国民年金保険料を納付済みとなっていることから、申立期間①及び②当時、申立人は保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、国民年金手帳記号番号の誤記載が散見されるとともに、申立人が所持している昭和46年度の国民年金

保険料の領収書により当初未納とされていた納付記録が平成 20 年に訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められることから、申立期間①及び②についてもその可能性がある。

その上、申立期間①及び②当時、申立人と同居していた雇主夫婦の同期間の国民年金保険料は夫婦共に納付済みであるとともに、雇主は、「当時、申立人の国民年金保険料は、私達夫婦の分と一緒に未納が無いように納付していた。」旨証言している。

加えて、申立期間②については、9 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2032

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

私は、昭和49年3月に会社を退職したとき、会社の事務担当者から年金には続けて加入するようと言われたのをきっかけとして、夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行い、私又は妻が納付書により、市役所支所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付し続けたと記憶している。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は市役所の支所で国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料の納付書による収納が行われ、支所での国民年金保険料の毎月の納付も可能であったことが確認でき、申立内容に不合理な点は認められない。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、申立内容のとおり、会社を退職して数か月後の昭和50年5月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、一緒に納付していたとする妻の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月

私は、昭和63年4月15日に退職し、翌日から別の職場に勤め始めたが、新しい勤務先では給料日の関係もあって、共済年金への加入は同年5月からとなった。後日、社会保険事務所から、63年4月の1か月間については、国民年金に加入するよう指摘をうけたことから、市の行政センターにおいて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その場で妻の分と合わせて国民年金保険料を納付した。一人当たり7,000円から1万円ぐらいだったと思う。

申立期間の国民年金保険料について、妻が納付済みになっているのに、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所からの指摘を受けて、直後に妻を伴って市の行政センターへ出向いて、国民年金への加入手続と同時に国民年金保険料を納付したことを鮮明かつ具体的に記憶している。申立人の妻も同様の記憶であり、当時、市行政センターでの国民年金加入手続及び現年度保険料の納付は可能であった上、納付したとする金額も当時の保険料額とほぼ一致しており、申立人の主張には不自然さは無い。

また、申立人は、1か月であっても年金の空白期間を作りたくないとの思いがあり、初めて国民年金に加入したと主張していることから、その加入動機は明確であり、夫婦同時に加入手続を行いながら、国民年金保険料について、妻の分のみを納付して申立人自身の分を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、転職先を退職した後の国民年金への加入手続も適切に行い、60歳までの国民年金加入

期間についても保険料をすべて納付していることから、年金に対する意識が高いことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 2 月に結婚し、夫婦二人で市役所に婚姻届を提出した際に、窓口の職員から国民年金の加入を勧められたことを契機に国民年金に加入した。

加入手続後は、自宅に集金人が来るようになったので、妻が集金人に国民年金保険料を納付していた。私が国民年金に加入した時、妻は厚生年金保険に加入していたが、しばらくして退職し、妻も国民年金に加入したので、その後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

申立期間については、妻が集金人に国民年金保険料を納付しており、妻は納付済みであるにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、当初は申立人のみの保険料を納付し、申立人の妻が退職後は、夫婦二人分の保険料を納付し始めたことなど、申立内容は具体的であり、特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 9 月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、48 年分の確定申告書を所持しており、確定申告書に記載されている国民年金保険料額は、当時の夫婦二人分の保険料額と一致することから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料が納付済みであるとともに、その妻は、「昭和 46 年 2 月に婚姻届を提出した際に、夫は国民年金の加入手続を行っており、その後は自宅に集金人が来るようになったので、私が夫の分の国民年金保険料を納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した当初から、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時も、3か月ごとに保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、申立期間当時、申立人が居住していた区において集金人制度が存在し、保険料の納付周期は3か月であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
平成 6 年 4 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると言われた。私は、もらった覚えが無いので、勤務していた事業所を管轄していた社会保険事務所に調査と確認を再度してもらったが答えは変わらなかった。
しかし、私は、脱退手当金を請求した覚えも無く、受領もしていないので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年後の昭和 40 年 3 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるため、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 38 年 6 月 1 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 32 年 1 月 4 日から同年 5 月 4 日までの期間について、A社の事業主は、申立人が、同年 1 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 2 日から 32 年 5 月 4 日まで
② 昭和 32 年 9 月から 33 年 2 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、勤務期間の一部に厚生年金保険被保険者記録が無いと言われた。申立期間①は、A社において修繕船、新造船の修理図面、設計図等を作成する設計部門に勤務していた。また、申立期間②は、B社から派遣され設計要員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A社において、昭和 32 年 5 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 15 日に資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認される。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は

昭和 32 年 1 月 4 日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が、昭和 32 年 1 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる

一方、申立期間①のうち、昭和 31 年 3 月 2 日から 32 年 1 月 4 日までの期間については、同僚の証言によると、「申立人が当該事業所に入社してきたのは、私がC市から 31 年 4 月にD市に来て、少し経ってからだった」としており、申立人は、少なくとも 31 年 4 月以降に入社していたことが推認できる。

また、同僚は「私は、昭和 30 年 12 月ごろにE出張所に入社したが、厚生年金保険の加入記録のあるのは 31 年 4 月以降であり、それまでの期間は試用期間だったと思う」としている。

さらに、昭和 31 年 12 月 1 日にA社において被保険者資格を取得している同僚によると、「私は自分の入社日を覚えていないが、申立人は私より後に入社してきた。退社は私より後だった」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和 32 年 1 月 4 日から同年 5 月 4 日までの標準報酬月額については、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が名前を覚えている同僚 3 名は、それぞれ「厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない」「住所不明」「死亡」に該当していることから勤務実態を確認できない。

また、同僚と思われる 8 名に文書による問い合わせを行ったところ、1 名が「申立人と一緒に仕事をしていたので、覚えている」としているものの、「申立人の入社時期は、わからない」と回答しており、当該期間の勤務実態は確認できない。

さらに、B社も「会社設立以降、移転を数回（申立人が入社後 4 回）しており、その度に書類を紛失したため在籍期間は不明。当時の担当者も不在」と回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年8月1日から41年8月21日までの期間について、事業主は、申立人が36年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年8月から37年9月までは1万8,000円、37年10月から38年9月までは2万4,000円、38年10月から39年9月までは2万6,000円、39年10月から40年9月までは2万8,000円、40年10月から41年7月までは3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から41年8月21日まで

私は、昭和36年7月から41年8月までA社に営業として勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の期間照会をしたところ、記録が無いとの回答があった。当時の同僚には記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和36年8月1日から41年8月21日までの期間については、申立人と同姓同名の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者原票が確認できる。

また、この厚生年金保険被保険者原票の被扶養者資格記録欄に記載のある者の氏名及び生年月日が、申立人の旧本籍地の除籍謄本に記載されているその妻のものと一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険の被保

険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和 36 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、41 年 8 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月については、A社は同年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用となっていることから、同期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存しない上、当時の事業主も既に死亡しており、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 36 年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、社会保険事務所が保管する被保険者原票から、標準報酬月額については昭和 36 年 8 月から 37 年 9 月までは 1 万 8,000 円、37 年 10 月から 38 年 9 月までは 2 万 4,000 円、38 年 10 月から 39 年 9 月までは 2 万 6,000 円、39 年 10 月から 40 年 9 月までは 2 万 8,000 円、40 年 10 月から 41 年 7 月までは 3 万 3,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月30日から同年11月1日まで

私は、社会保険庁の記録では、A社C支店で昭和25年10月30日に資格喪失し、同社D支店で同年11月1日に資格取得となっているが、この期間は同社D支店に勤務していた期間である。申立期間の保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった昭和25年10月30日付けA社D支店勤務の辞令及び申立期間に係る給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年10月30日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出があった申立期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月20日から13年8月20日まで
私は平成3年11月1日から13年8月20日までA社で継続勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録によると、平成11年8月31日以降の記録が無い。間違い無く、13年8月20日まで給与から保険料を控除されていたので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び事業主が申立人にあてた詫び状から判断すると、申立人は申立期間、継続してA社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年7月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社は平成11年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間当時、法人の事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も申立人から保険料を控除していながら納付していないことを詫び状にて認めている上、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年8月25日に厚生年金被保険者の資格を取得し、44年7月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月25日から44年7月5日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和43年8月25日から44年7月5日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。私は、42年3月13日にA社の一般事務職員として採用され、事業所の移転により、43年8月に勤務先がBに変更となったが、44年7月5日に退職するまでの期間、同社にて継続勤務しており全在籍期間中において、厚生年金保険料は控除されていた。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在籍証明書から、申立人が同社に昭和42年3月13日から44年7月5日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するBに移転後のA社の厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和43年8月25日、資格喪失日が44年7月5日の申立人と同姓同名で同じ生年月日の者の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和43年8月25日に資格取得、44年7月5日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿により、申立期間に係る標準報酬月額は、2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から9年2月28日まで

私は、平成20年8月にねんきん特別便の件で社会保険事務所へ行った時、標準報酬月額が実際の額より大幅に引き下げられているのを確認した。

平成9年5月に、4年3月から9年1月までの標準報酬月額が訂正されていると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月28日）の後の9年5月9日付けで、4年3月から9年1月までの期間の標準報酬月額を遡及して9万2,000円に減額されている上、申立人を除く3名についても、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額の減額がされていることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に

行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から6年10月までは53万円、6年11月から9年1月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月26日に訂正し、標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。私は昭和35年4月にA社に入社以来、退職した経緯は無く、継続して60歳まで在籍していた。そのため、途中で被保険者記録が抜け落ちていることに納得できない。
申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録の写し及び健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（昭和40年4月26日に同社B工場から同社C支店（現在は、C本社）に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年2月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月22日から同年3月22日まで

A社での厚生年金保険の昭和37年2月22日から同年3月22日までの加入記録が無い。実際には、36年に大学を卒業後、入社してから平成9年末に退職するまで転勤はあったものの継続して勤務していた。申立期間については、同社B工場から同社本社C課への転勤であり、厚生年金保険の期間に1か月の空白が生じるはずが無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び上司の証言により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務し、昭和37年2月22日に同社B工場から同社本社C課へ異動したことが認められる。

また、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、事業所が昭和37年2月22日付けで申立人に係る被保険者資格取得届を社会保険事務所へ提出し、社会保険事務所が同年3月27日付けで資格取得日を同年2月22日、標準報酬月額を1万8,000円と決定したことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和37年2月22日に

被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年8月を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成4年9月30日から同年12月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から同年9月30日まで
② 平成4年9月30日から同年12月1日まで

平成4年8月1日から同年11月30日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同年8月1日から同年9月30日までの期間については、標準報酬月額が38万円から8万円に訂正され、さらに同年10月1日から同年12月1日までの期間は未加入期間と訂正されている。

しかし、私はA社に平成4年8月1日から同年11月30日までは在籍しており、報酬も約39万円程度はあったので、標準報酬月額を訂正するとともに、資格喪失日も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する38万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年6月30日）の後の6年11月30日付けで4年8月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を8万円に引き下げていることが確認できる。

しかし、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録によれば、申立人の A 社における離職日は平成 4 年 11 月 30 日となっており、申立人が、同社に申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の資格喪失日を申立人が主張する平成 4 年 12 月 1 日と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（5 年 6 月 30 日）の後の 6 年 11 月 30 日付けで遡及して資格喪失日の記録を 4 年 9 月 30 日に訂正している。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、同社において、申立人以外の従業員 8 名についても、遡及して標準報酬月額を引き下げられており、うち 5 名については申立人同様、標準報酬月額と資格取得日の遡及訂正が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 9 月 30 日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年 12 月 1 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から 38 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 54 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 54 年 5 月まで

私は、昭和 47 年 8 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った同年 8 月ごろと 48 年 8 月ごろに市役所から電話で国民年金保険料の納付について督促があり、市役所の窓口で 1 年分の保険料を納付した。また、昭和 54 年の夏ごろにも市役所から督促の電話があったので、市役所の窓口で 5 年分の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金手帳を所持した記憶が無いと述べている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見受けられない。

また、申立人は、国民年金に加入手続後、3 回に分けて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時から居住していた市では、申立人の国民年金保険料被保険者名簿が存在しないなど、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私の妻は、昭和42年4月から、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。しかし、42年4月に二男が生まれ、生活が苦しくなったので、同年7月から44年3月までの間、国民年金保険料の納付を休止した。44年4月ごろから生活に少し余裕ができたので保険料の納付を再開した。再開後に、集金人だったと思うが、未納分の保険料も納付したほうが良いと勧められ、納付書を渡してくれた。44年又は45年ごろ、郵便局で未納とされていた夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間について、昭和44年又は45年ごろに国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の妻が述べる保険料額と申立期間の保険料額は相違している一方、申立人及びその妻の国民年金手帳によると、現に44年10月に申立期間直後の昭和44年度分の保険料を一括して納付しており、同期間の保険料額は、申立人の妻が述べる保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間について、昭和48年度に申立人及びその妻に対して納付書が発行されていることが確認できることから、少なくとも、その時点では、申立期間の保険料は未納であったことが推認できる上、仮に、その納付書で、昭和49年1月から実施されていた第2回特例納付により申立期間の保険料を納付したとすると、その金額は、申立人の

妻が納付したとする保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人の妻は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻も、申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 4 月から、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。しかし、42 年 4 月に二男が生まれ、生活が苦しくなったので、同年 7 月から 44 年 3 月までの間、国民年金保険料の納付を休止した。44 年 4 月ごろから生活に少し余裕ができたので保険料の納付を再開した。再開後に、集金人だったと思うが、未納分の保険料も納付したほうがいと勧められ、納付書を渡してくれた。44 年又は 45 年ごろ、郵便局で未納とされていた夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 44 年又は 45 年ごろに国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が述べる保険料額と申立期間の保険料額は相違している一方、申立人及びその夫の国民年金手帳によると、現に 44 年 10 月に申立期間直後の昭和 44 年度分の保険料を一括して納付しており、同期間の保険料額は、申立人が述べる保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間について、昭和 48 年度に申立人及びその夫に対して納付書が発行されていることが確認できることから、少なくとも、その時点では、申立期間の保険料は未納であったことが推認できる上、仮に、その納付書で、昭和 49 年 1 月から実施されていた第 2 回特例納付により申立期間の保険料を納付したとすると、その金額は、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も、申立期間の保険料が未納とさ

れている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 45 年 8 月ごろ、国民健康保険の加入手続に市役所へ行った際、窓口職員から国民年金にも加入するように言われたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、その時に同年 4 月から同年夏ごろまでの二人分の国民年金保険料を納付した。その後の申立期間の国民年金保険料の納付方法等については、よく憶えていないが納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その夫についても申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 45 年 8 月ごろ、私の妻が国民健康保険の加入手続に市役所へ行った際、窓口職員から国民年金にも加入するように言われたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、その時に同年 4 月から同年夏ごろまでの二人分の国民年金保険料を納付した。その後、妻は申立期間の国民年金保険料の納付方法等については、よく憶えていないが納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間について、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、妻についても申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2041

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、婚姻後に妻が行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が郵便局で納付書により納付していた。申立期間の途中で 30 歳になった私の保険料が、50 円から 100 円に変わったことについて、妻と会話したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付書により納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、納付書により保険料を納付することができたのは、昭和 45 年 4 月からであり、申立人が主張する保険料の金額も申立期間当時の保険料の金額と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月から同年 12 月までの間に夫婦連番で払い出されており、同時期に加入手続を行ったと推認されるが、その時点において、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を、いつ、どこで行ったか記憶は無いが、国民年金保険料は、私が夫婦二人分の保険料を、郵便局で納付書により納付していた。申立期間の途中に 30 歳になった夫の保険料が、50 円から 100 円に変わったことについて、夫と会話したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付書により納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、納付書により保険料を納付することができたのは、昭和 45 年 4 月からであり、申立人が主張する保険料の金額も申立期間当時の保険料の金額と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月から同年 12 月までの間に夫婦連番で払い出されており、同時期に加入手続を行ったと推認されるが、その時点において、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年11月まで

私は、昭和36年に長女を出産した後の37年ごろ、実兄に国民年金の任意加入を勧められたので、居住していた地域の区役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、加入した時から居住していた地域の郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた地域の区役所で41年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料が納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については、居住していた地域の郵便局で納付したと主張しているが、申立期間当時、郵便局においては保険料を納付することができなかったことなどからみて、当時の記憶が不明確である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、夫が会社を退職した後の昭和44年2月に市役所の出張所で国民年金の加入手続をした。その際、市の職員が「保険料の納付は4月分からでいいですよ。」と言い、国民年金手帳の43年4月から44年3月までの部分に斜線を引いた。このため44年1月から同年3月分の保険料を納付しなかったが、資格取得日が同年1月26日になっているのに、同年1月からの3か月分について納付の機会を奪われたのは市のミスであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していないことは申立人も認めているところである。

また、申立人が申立期間において国民年金保険料の納付の機会を奪われたと主張している点については、市の職員の説明が十分でなかったことも考えられるが、申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったことは明らかである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間及び39年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和39年2月から同年3月まで

私は、母に勧められ国民年金制度発足当初の昭和36年4月に加入し、加入手続及び50年9月までの国民年金保険料の納付手続等については、専ら親族の世話をする事務所の事務員が行っていた。その事務員から50年9月の国民年金保険料の領収書を受け取った時に「年金制度開始から抜けずに払ってございます」というような内容の話を聞いており、忠実な事務員が任務を怠ることは絶対に考えられない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付手続については、親族の世話をする事務所の事務員が行っていたとしており、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していなかったとともに、保険料を納付したとしている事務員は既に他界していることから、申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、事務所に出入りしていたとする申立人の親族からも、申立人の国民年金保険料の納付に直接かかわっていないことから、申立期間の保険料を納付していたことを示す具体的な証言は得られず、申立期間当時の他の事務員も他界しており保険料を納付したことを裏付ける事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2046

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 11 月 30 日に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、区の担当者から、国民年金は 20 歳から加入することが義務であるので、さかのぼって保険料を納付するよう言われたため、手持ちの現金で加入手続以前の保険料を納付したことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 11 月 30 日に、国民年金の加入手続を行った際に、それ以前の期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、確かにその当時、加入手続を行い、42 年 4 月にさかのぼって保険料が納付されていることは認められるものの、区の出張所では、42 年 3 月以前の保険料を収納することはできないことに加え、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、42 年当時は特例納付も実施されていない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年12月まで

私は、昭和45年末に海外から帰国後、母親からサラリーマンの妻でも国民年金に加入できるとの話を聞き、47年1月に国民年金の任意加入手続を行った。また、48年10月ごろには、付加年金に加入し、付加保険料を納付していた。その頃、母親からさかのぼって保険料を納付できるとの話を聞いたので、区役所の窓口で相談したところ、担当者から2年間さかのぼって保険料を納付することができると言われた。すぐに、私は、銀行の窓口で2年間分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和48年10月ごろに銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得時期が47年1月となっていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、海外に在住している20歳以上65歳未満の者は、国民年金の適用除外者のため、国民年金の任意適用被保険者となることができないことから、申立期間のうち、申立人が海外に在住していた昭和45年1月から同年10月までの期間は、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2048

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

申立期間が国民年金保険料の申請免除期間とされているが、申請免除手続を行った記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付した記憶があるので、申立期間が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申請免除手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が保有する領収書から、平成 9 年 2 月に、申立人の昭和 63 年 6 月の国民年金保険料が追納されていることが確認でき、申立人の妻の同年 6 月から平成元年 3 月までの保険料も追納されていることが確認できることから、申立人及びその妻について申請免除手続が行われたことは明らかである。

また、申立人は、60 歳に到達した時点で老齢基礎年金の保険料納付済期間が 419 か月であったため、残り 1 か月分の国民年金保険料を追納すれば満額の老齢基礎年金が支給される（申立人は昭和 12 年 2 月生まれのため、老齢基礎年金の加入可能期間は 420 か月である。）ことから、申請免除期間のうち、申立期間直前の昭和 63 年 6 月の保険料のみ追納したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2049

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 4 月まで

私は、区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その後、毎月、同出張所で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和 57 年 4 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、51 年 6 月に国民年金の被保険者資格が喪失した後、再び被保険者資格を取得した時期が平成 3 年 10 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、昭和 46 年 7 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 46 年 6 月まで
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 6 月まで

申立期間①について、私は、入院した昭和 37 年 6 月に実母から国民年金の加入を勧められたので、退院後の同年 7 月ごろ、区役所出張所で加入手続を行った。国民年金保険料は、区役所出張所で納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、元夫が自営業を廃業し収入が不安定となったので、区役所出張所で 1 か年の免除申請を行ったにもかかわらず、免除でなく保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、厚生年金保険に加入していた期間を除き、保険料が未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は元夫と同時期の昭和 47 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、区役所で国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、申立人と同様に免除申請を行ったとする元夫も

免除とはなっていない。

また、前記1のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は免除申請できない期間である。

3 申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと、及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の妻は、昭和 50 年代前半に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。また、妻は、36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 4 回から 5 回程度に分割して納付した。最初は、加入手続を行った際に区役所の窓口で保険料を納付したが、2 回目以降は、区役所で納付書を受け取った後、金融機関の窓口で保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年代前半ごろ、それまで未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって数回に分割して納付していたと主張しているところ、申立人の納付記録によると、50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付し、かつ、申立期間直前の 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を 54 年から 55 年の間に 3 回に分けて特例納付により納付していることが確認できる。

また、この過年度納付の始期である昭和 50 年 4 月から申立人が 60 歳になる前月までの月数と、特例納付済みの 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の月数を合計すると、申立人の年金受給資格に必要な加入月数にほぼ一致することから、申立人は、50 年 4 月からの保険料を過年度納付し、36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、4 回から 5 回程度に分割して納付していたと主張しているが、申立人が述べるその合計金額は、実際の保険料の合計金額と大きく相違して

いる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2052

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年6月まで

私は、結婚直前に父親に勧められて、昭和43年5月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後しばらく国民年金保険料を納付しており、私の夫が厚生年金保険の被保険者となった昭和44年6月の直前の2か月は保険料の未納期間があるものの、申立期間については、ずっと市役所で国民年金印紙を購入する方法により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和44年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得して国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人はその時点で国民年金被保険者資格を強制加入から任意加入へとする種別変更を行わず資格喪失しており、53年7月に新たに任意加入手続を行ったことが確認でき、申立期間は任意加入前で未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和43年に現在の住所地に転居して以来、住所の変更が無いこともあり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月10日から20年3月28日まで
私は、A中学校（現在は、B高等学校）在学時に、学徒動員によりC社D製作所に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA中学校に申立期間当時に在籍し、C社D製作所に学徒動員されていたことはB高等学校発行の「百年史」で確認できる。

しかしながら、学徒動員については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）第10条第3項及び昭和19年厚生省告示第50条により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

なお、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

さらに、申立人と共に学徒動員として、当該事業所に勤務した同僚にも当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。

私は、昭和 26 年 10 月 1 日に A 社 B 支店管轄の C 作業所に現場従業員として採用され、労務係を担当していた。当時、給料から失業保険料を引かれていたので当然、厚生年金保険料も引かれていたと思う。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保持していた A 社の退職金計算書及び申立人が社員登用時に同社 B 支店に提出した履歴書から、申立期間において、同支店管轄の C 作業所に勤務していたことが確認できる。

また、A 社人事室の回答では、B 支店管轄の C 作業所は、D 社増改築工事（工期：昭和 26 年 5 月 19 日～28 年 2 月 28 日）及び D 社事務館の新築工事（工期：28 年 3 月 2 日～8 月 31 日）を施工していたとしており、申立人の記憶と一致する。

しかし、申立人は当時、現場従業員として勤務した、と主張しているところ、「現場雇員の採用時には、厚生年金保険への加入手続を行わず、当該工期を終えて、次の工事に異動した時に、厚生年金保険に加入する手続を行っていたようだ」と A 社本社人事室は回答している。

また、A 社本社から提出された従業員名簿によれば、申立人の厚生年金保険資格取得日は社会保険庁の記録と一致している上、資格取得日である昭和

28年9月1日は、D社増改築及びD社事務館新築の工期完了後であることから、上述のA社本社人事室の回答どおり、申立人は、次の工事に異動になった後に資格取得をしたことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚で、申立人と同じ現場雇員として同時期に、A社B支店C作業所に勤務していた同僚も、同作業所における厚生年金保険の加入記録は無く、次の工事に異動になった昭和28年9月1日に資格取得している。

加えて、申立人は、「給料から雇用保険の保険料が控除されていたので、厚生年金保険の保険料も控除されていたはずだ」と述べているが、雇用保険における資格取得日は、昭和34年1月1日であり、それ以前の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 43 年 7 月まで
② 昭和 43 年 8 月から 44 年 2 月まで
③ 昭和 44 年 3 月から同年 9 月まで

私は、平成 19 年 9 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A 社、B 社及び C 社の加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社は D 区内にあったとしているが、社会保険庁の記録には同区内に A 社と同名及び類似の社名の会社は 6 か所あり、申立人の記憶があいまいで、申立人が勤務していたとする A 社の特定ができない。

なお、6 か所の A 社と同名及び類似した社名の会社の厚生年金保険被保険者記録について確認をしたが、いずれにも申立人の氏名は無い。

申立期間②について、B 社に昭和 43 年 8 月入社のもので、住所確認ができた同僚 6 名に文書で照会した結果、申立人が申立期間に勤務していたとの証言は無く、勤務実態を確認することはできない。

申立期間③について、C 社の事業主に文書で照会したところ、昭和 44 年 3 月から同年 9 月までの健康保険台帳に申立人の氏名の記載が無いと回答があった。

さらに、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの

資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 32 年 11 月まで

私は、夜間大学に通っていた昭和 31 年 1 月に、A社に臨時職員として採用され、32 年 11 月まで資材部で統計事務の仕事をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録が無い。退職時に厚生年金保険被保険者証書を渡された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは同僚の証言により推認できる。

また、申立人はA社の採用時における身分について、「臨時職員として採用された」と述べており、同僚も、「申立人は、臨時職員であった」と証言している。

しかし、A社の申立期間当時の社会保険担当者（人事係長）は、「臨時職員は、厚生年金保険被保険者適用外との社内規定があり、給与から厚生年金保険料を控除していない」と証言している。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿において昭和 31 年 7 月 1 日（新規適用時）から 32 年 11 月までの間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

また、A社は、昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険新規適用事業所になっており、申立期間のうち、同年 1 月から同年 6 月までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月21日から19年10月1日まで

私は、昭和18年3月19日から23年12月31日までA社において海軍用飛行機のエンジンの設計に従事していた。

しかし、社会保険庁の年金記録では、昭和18年6月21日から19年10月1日までの16か月の空白期間があるが、勤務したことは事実であるので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提示の辞令書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該辞令書には、昭和18年6月21日付けの「B」から「C」への役職変更の記載があり、その扱いについてA社は「B」とは肉体労働職であり、「C」とは事務職であると証言している。

また、昭和17年6月に施行された労働者年金保険制度は、主に炭坑夫や肉体労働者の男子のみを対象としているところ、社会保険事務所の被保険者名簿によると、申立人は勤務開始の18年3月19日から同年6月21日までは労働者年金保険制度に加入していることが確認できるものの、申立期間において労働者年金保険の加入記録が無いのは、申立人は18年6月21日に事務職に役職変更があったことから、労働者年金保険の被保険者の対象には該当しなくなったことによるものであると考えるのが自然である。

さらに、昭和19年10月に施行された厚生年金保険法により、対象が事務職まで拡大されたところ、申立人は同年10月1日に厚生年金保険に加入し

ていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険の加入に係る一連の手続きには不自然さはない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者としての加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

申立期間はいずれも発電所の建設工場の現場で、申立期間①は、A社の社員として建設現場から土砂捨て場までの道路補修作業、申立期間②は、B社の社員として最寄り駅から建設現場まで、トラックでセメントなどの資材運搬作業の助手をしており、季節労働ではあったが社員として働いていたのは間違い無く、給料から厚生年金保険の保険料が控除されていたと思うので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社からの回答により、同社が申立人の主張する工事を請負っていたことが確認できたことから、申立人が工事に携わっていたことは推認できる。

しかし、A社から提供された昭和 32 年 10 月 25 日現在の社員名簿には、申立人及び申立人が記憶していた元同僚の氏名は無く、元同僚からは、申立人と同じく季節労働者として働いていたとの証言を得たが、その元同僚にも申立期間当時の厚生年金保険の被保険者としての加入記録は無い。

また、事業主が申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる資料等も無く、確認することができない。

申立期間②について、B社からの回答により、申立期間と若干の期間相違

はあるものの、同社が申立人の主張する工事を請負っていたことが確認できたことから、申立人が主張する工事に携わっていた事は推認できる。

しかし、申立人が記憶していた元上司の、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者としての加入記録は無かったことに加え、既に亡くなっていることから、申立期間②当時のことについて聞き取ることができない。

また、事業主が、申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる資料等は既に無く、確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで A 社 B 支店に準社員として入社し、トラックの助手をした。仕事の中に車から落ちて腰を痛め 1 か月ほど入院したが、入院費用は会社が保険で支払いをしてくれた。

申立期間当時の給料明細書は無いが、常勤であり厚生年金保険に加入していたのは間違い無いと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支店に臨時従業員として勤務していたことは、当該事業所が保管している臨時従業員名簿や同僚の証言から確認できる。

しかし、複数の同僚に照会を行ったところ、「私は、いつ入社したか記憶に無いが、臨時職員の後、本採用になり、辞令があった。社会保険には本採用の時に加入したと思う」及び「入社後、直ぐには厚生年金保険に加入しておらず、10 か月か 1 年後に厚生年金保険に加入している」との証言があり、これらの証言から、A 社 B 支店では、厚生年金保険について、従業員ごとに区別して取り扱っていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等はなく、申立人の保険料控除

に係る記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月ごろから32年4月末ごろまで
私は昭和29年10月ごろから32年4月末ごろまで、A社の下請であるB班に所属して、CダムやDダムの工事の仕事に従事した。
その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB班（現在は、B社。）の当時の同僚の証言や申立人が申立期間における勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを推認できる。

しかし、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B班は昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、B班に所属し昭和32年ごろから38年ごろまでEダム工事に従事していたとする同僚は「B班は、その当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。保険料も控除されていなかった」と証言しており、当該同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、B班が適用事業所となった昭和43年6月1日以降の記録しかない。

加えて、Cダム工事の後に申立人が従事したDダムの工事について、「B班から分派したF班（現在は、F社。）が請負っていた」との証言が、申立期間とほぼ同時期か少し後にB班及びF班にそれぞれ勤務していた従業員か

らあることから、申立人はF班で勤務していたことも考えられるところ、社会保険事務所の記録によると、F班についても昭和42年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、現在、B社及びF社では、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事情を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月26日から24年3月22日まで
② 昭和26年1月12日から33年1月26日まで

私は、社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、いずれの期間も脱退手当金を支給済みであると言われ、初めて脱退手当金制度のことを知った。会社から脱退手当金を貰うか否かを聞かれたことも無く、脱退手当金を貰った記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和33年1月26日の前後の31年1月から33年7月までの間に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者43名を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は26名であり、そのうち申立人を含め21名が資格喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

そのうち、電話聴取することができた8名中5名は、脱退手当金を受給したと述べているとともに、6名は会社が手続してくれたと思うと証言しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②は同一事業所であり、同一の被保険者台帳記号番号で管理されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月半後の昭

和 33 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給したはずがないと主張するほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 865

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年12月30日まで
社会保険庁の記録では、A社における申立期間の私の標準報酬月額が、8万円となっているが、その当時、給料は月額75万円ぐらい受け取っていたことを覚えている。納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であり、ほぼ申立てどおりの役員報酬を得ていたことが、登記簿謄本、平成2年度及び3年度の事業所の確定申告書並びに社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月30日の後の5年2月1日付けで、3年1月から4年11月までの23か月間の標準報酬月額71万円について、さかのぼって8万円に減額処理が行われていることが、社会保険事務所の記録により確認できる。

しかし、申立人は、標準報酬月額が減額された経緯について、「平成5年3月ごろにB社会保険事務所に呼び出され、自分と息子の報酬を遡及して引き下げることにより滞納している保険料を精算したいと言われ、これに同意し保険料を完納した」と述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。